

## 静岡県福祉サービス第三者評価の結果

### ◎ 評価機関

名 称	一般社団法人静岡県社会福祉士会
所 在 地	静岡県葵区駿府町 1-70 静岡県総合福祉会館 4 階
評価実施期間	平成 27 年 12 月 10 日～ 平成 28 年 3 月 10 日
評価調査者番号	② H18-c002
	② H18-b019
	③

### 1 福祉サービス事業者情報

#### (1) 事業者概要

事業所名称：しんぱら保育園 (施設名)	種別：保育所
代表者氏名：園長 内山 啓子 (管理者)	開設年月日 昭和 50 年 4 月 1 日
設置主体：社会福祉法人天竜厚生会 経営主体：社会福祉法人天竜厚生会	定員 170 名 (利用人数)
所在地：〒434-0003 浜松市浜北区新原 2669	
連絡先電話番号： 053-580-1011	F A X 番号 053-580-1012
ホームページアドレス	<a href="http://www.tenryu-kohseikai.or.jp/">http://www.tenryu-kohseikai.or.jp/</a>

#### (2) 基本情報

サービス内容 (事業内容)	施設の主な行事
<ul style="list-style-type: none"> <li>・延長保育</li> <li>・一時預かり</li> <li>・乳児保育</li> <li>・障害児保育</li> <li>・地域子育て支援拠点事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入園進級式</li> <li>・交通安全教室</li> <li>・しんぱらの家 (特養) との交流</li> <li>・お泊まり保育</li> <li>・海がめ放流</li> <li>・厚生会まつりサッカー大会</li> <li>・クリスマス会</li> <li>・マラソン大会</li> <li>・花まつり</li> <li>・運動会</li> <li>・夏まつり</li> <li>・人形劇観劇</li> <li>・生活発表会</li> <li>・卒園式</li> </ul>
居 室 概 要	居室以外の施設設備の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>・0 歳児保育室</li> <li>・3,4,5 歳児保育室</li> <li>・子育て支援室</li> <li>・1,2 歳児保育室</li> <li>・午睡室</li> <li>・相談室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調乳室</li> <li>・キッチン</li> <li>・事務室</li> <li>・情報公開コーナー</li> <li>・教材室</li> <li>・トイレ</li> <li>・職員休憩室</li> <li>・浴室</li> <li>・プール</li> </ul>

職員の配置			
職 種	人 数	職 種	人 数
保育士	31	アテンダント	2
調理員	4	看護師	1
嘱託医	2		

## 2 評価結果総評

### ◆ 特に評価の高い点

- ・理念や基本方針の職員周知については、職員会議で読み合わせを行うなど理解を深める取り組みを継続的に行っています。
- ・書式やマニュアル類が細かく整備されていて、実施の業務に活用されています。
- ・事業計画の内容を要約し、園だよりを通して保護者等に伝えています。
- ・人材の確保・養成については計画的に実施し、福利厚生では、法人で職員互助会を組織し、雇用形態に関わりなく入会でき、職員の余暇活動への補助等充実した内容です。教育研修については、一人ひとりに研修計画を作成し、計画に基づき研修参加等を行っています。
- ・サービス内容の情報提供については、園だよりやホームページなどを用いて行い、園だよりについては、行事の様子を写真で掲示したり、目に見える形で伝える努力をしています。
- ・クラス便りの「見える化」を図り、日常的な保育の様子を保護者により分かりやすく、更に充実させる取り組みを始めました。

### ◆ 特に改善を求められる点

- ・理念、基本方針の利用者等への周知については、より分かりやすい内容にまとめるなどの工夫が求められます。
- ・利用者のアセスメントについて、手順や活用方法についての取り組みが十分ではありません。

## 3 第三者評価結果に対する事業者のコメント

今回、受審するにあたり、職員が当法人組織への認識を再確認するとともに日常の保育内容を見直すことができました。子どもや保護者等の人権については、さらに学びを深めていくよい機会となり、評価項目の内容を丁寧に考えるきっかけを頂けることになりました。今後さらにさまざまな方にご利用頂ける園として今回の受審結果を受け改善し取り組んで参ります。

## 4 評価分類別評価内容

評価対象 I	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人理念、保育理念、基本方針については、明文化され、具体的で分かりやすい内容です。</li> <li>・職員への周知については、職員会議で読み合わせを行うなど、理解を深める取り組みを継続的に行っています。</li> </ul>
1 理念・基本方針	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 利用者等への周知については、より分かりやすい内容にまとめたものを配付する等の工夫が求められます。</li> </ul>
2 計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 中長期計画については、経営戦略会議を中心に課題を分析し、見直しに反映させています。</li> <li>• 事業計画の作成については、中長期計画を踏まえて、職員の参画のもとで作成されています。</li> <li>• 事業計画の周知については、その内容を要約し、園だよりを通して保護者等に伝えています。</li> </ul>
3 管理者の責任とリーダーシップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 管理者の責任については、職員会議を活用し、園長の役割と責任の表明、必要な情報提供、保育の質の向上のための改善指導に取り組んでいます。</li> <li>• 園長自らが、ノー残業デイ、持ち帰り業務の禁止、休憩時間をしっかり取るように職員へ積極的に声かけを行っています。</li> </ul>
評価対象Ⅱ 1 経営状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 経営分析のための環境把握については、法人本部や健全育成会等の関係会議に参加し、地域ニーズ把握に努めています。</li> <li>• 経営分析については、毎月、職員会議等で周知、検討されています。</li> <li>• 外部監査については、法人が行う公認会計士との契約の中で実施しています。</li> </ul>
2 人材の確保・養成	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 人事考課については、園長、職員共にその目的等を正しく理解した上で、実施マニュアルに基づき行われています。</li> <li>• 福利厚生については、法人で職員互助会を組織し、雇用形態に関わりなく入会でき、職員の余暇活動への補助等、充実した内容です。</li> <li>• 教育研修については、一人ひとりに研修計画を作成し、計画に基づき研修参加等を行っています。</li> <li>• 自己評価については、人事考課マニュアルに基づき、計画的に行われています。</li> <li>• 実習生の受け入れについては体制が整備され、積極的に実施しています。</li> </ul>
3 安全管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 利用者の安全確保（緊急時、災害時の対応）については、マニュアルがリスク別に整理されており、職員がすぐに確認できる場所に設置されています。</li> <li>• 発生した事故については、報告書を作成し、職員会議で検討し、再発防止に努めています。</li> <li>• 事故補償については、想定されるリスクをカバーできる補償内容です。</li> </ul>
4 地域との交流と連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 一時預かり事業等を行う事により、事業所が有す機能を地域に還元しています。</li> <li>• ボランティア受入れマニュアルに基づき、担当者を選任し、学生等のボランティアを受入れています。</li> <li>• 関係機関等との連携については、地域支援連絡会や要</li> </ul>

	<p>保護児童対策地域協議会等を通して関係作りができています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域ニーズについては、上記関係会議等を通じた関係機関からの情報により把握しています。</li> </ul>
<p>評価対象Ⅲ</p> <p>1 利用者本位の福祉サービス</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• サービスの提供にあたり、情報の提供・利用の同意を得るなど適切に行われています。</li> <li>• 自己チェック、評価などを実施しており、自らのサービス提供に検討を加えています。</li> <li>• 虐待について、セルフチェックを行い、不適切なサービスを提供していないか検討されています。</li> <li>• 保護者からの意見は苦情対応と同等に取り扱い迅速に対応しています。</li> </ul>
<p>2 サービスの質の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• サービス計画の策定は、4半期ごとに見直しを実施し、月単位でもサービス提供単位ごとに見直しを行っています。</li> <li>• サービス提供の基本となる、利用者のアセスメントは手順や記録の書き方が決まっていますが、見直しなどが十分ではありません。個別指導計画が必要と思われる子どもに対してはカンファレンスに挙げて、面談の記録を個人記録に残し、個別指導計画に取り込み、保育に活用しています。</li> <li>• 自己評価の結果から生活改善の取り組み、トイレの臭気の除去や、ベランダの補修計画等の設備改善を行っています。</li> <li>• 水分補給用の水筒の保管については、園児が使いやすいように工夫されています。</li> <li>• 園児の水筒が空になっても、自由に水分補給できるように別に水分が用意されています。</li> <li>• 未満児は月齢によって発達の差異が大きいいため、生活スペースを分けるなどの配慮がなされています。</li> </ul>
<p>3 サービスの開始、継続</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• サービス内容の情報提供については、園だよりやホームページなどを用いて、積極的に行っています。</li> <li>• 園だよりについては、利用者の同意を得た上で行事の様子を写真で掲示し、今年度から園からの地域便りとして「しんぱら保育園だより」を年3回発行し近隣へ回覧を始めました。</li> <li>• クラス便りでも目に見える形で伝える努力をしています。</li> <li>• サービスの継続性に配慮した取り組みの手順はありますが、その内容を文書として記載してなく、口頭で伝えています。</li> </ul>

4 サービス実施計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人が持っている資源を活用し、他の機関との連携等について手順が定められています。</li> <li>・ 困難なケースであっても支援する体制が作られています。</li> <li>・ 保育課程の作成はクラス単位で行い、それを全職に図り策定しています。サービス実施計画は3か月、1か月毎の計画を策定しています。策定に当たっては、保護者との面談記録等も加味し、全職員で保育課程とカリキュラムのすり合わせをして、月案を修正し、また、評価・見直しをしています。</li> </ul>
---------------	--

## 5 評価細目の第三者評価結果

注：評価結果については、判断基準に基づいて評価した結果を3段階（A、B、C）で評価細目ごとに表す。

なお、表には評価項目の番号や評価細目の基準内容を明記し、評価分類ごとに区分する。

### 評価細目の第三者評価結果〔保育所〕

#### 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

##### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。		
	① 理念が明文化されている。	A
	② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	A
I-1-(2) 理念や基本方針が周知されている。		
	① 理念や基本方針が職員に周知されている。	A
	② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	B

##### I-2 計画の策定

		第三者評価結果
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
	① 中・長期計画が策定されている。	A
	② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	A
I-2-(2) 計画が適切に策定されている。		
	① 事業計画の策定が組織的に行われている。	A
	② 事業計画が職員に周知されている。	A
	③ 事業計画が利用者等に周知されている。	A

##### I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果

I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
	① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	A
	② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	A
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
	① 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	A
	② 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	A

## 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

### Ⅱ-1 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
	① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	A
	② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	A
	③ 外部監査が実施されている。	A

### Ⅱ-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。		
	① 保育所内の組織について職制・職務分掌を明確にしている。	A
	② 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	A
	③ 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	A
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
	① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	A
	② 職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	A
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
	① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	A
	② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	A
	③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	A
	④ 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	A
Ⅱ-2-(4) 実習生の受け入れが適切に行われている。		
	① 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	A

### Ⅱ-3 安全管理

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。		
	① 緊急時（事故、感染症の発生時など）における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	A

②	災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。	A
③	調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	A
④	発生した事故を把握している。	A
⑤	利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	A
⑥	安全確保の取組は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。	A
⑦	事故補償（賠償）を行うための方策を講じている。	A

## Ⅱ-4 地域との交流と連携

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
①	利用者と地域とのかかわりを広げる働きかけを大切にしている。	A
②	施設が有する機能を地域に還元している。	A
③	ボランティアの受け入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	A
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
①	必要な社会資源を明確にしている。	A
②	関係機関等との連携が適切に行われている。	A
③	虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	A
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
①	地域の福祉ニーズを把握している。	A
②	地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	A

## 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

### Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
①	子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	A
②	子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	A
③	子どもや保護者等を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	A
④	子どもや保護者等のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	A
⑤	職員が子どもに対する不適切な関わりを行わないようその防止と早期発見に取り組んでいる。	A
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。		
①	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。	A
②	子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	A

	③ 子どもの嗜好に応じたメニューの提供や、子どもが食事を楽しむことができるような工夫をしている。	A
	④ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	A
	⑤ 沐浴・清拭時の快適性に配慮し、安全に沐浴できる工夫がなされている。	A
	⑥ 排泄時の快適性に配慮した設備上の工夫がなされている。	A
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
	① 施設等の運営に関して保護者等の意見を聞くための取組を行っている。	A
	② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	A
	③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	A
	④ 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	A
	⑤ 相談援助の困難な場合についての対応方法がルール化されている。	B
	⑥ 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	B
	⑦ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。	A

### Ⅲ-2 サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。		
	① 保育サービス等について定期的に評価を行う体制を整備している。	A
	② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	A
Ⅲ-2-(2) 個々のサービスの標準的な実施方法が確立している。		
	① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	A
	② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	A
Ⅲ-2-(3) 生活環境が適切に整備されている。		
	① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	A
Ⅲ-2-(4) 保育内容が様々な子どもの発達の特性を考慮して展開されている。		
	① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	A
	② 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	A
	③ アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	A
	④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。	A
	⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	A



	⑥ 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	A
	⑦ 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	A
	⑧ 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	A
	⑨ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	A
Ⅲ-2-(5)	子どもが自発的に活動できるように遊びの環境が配慮されている。	
	① 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	A
Ⅲ-2-(6)	特別な保育への対応や配慮が行われている。	
	① 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	B
	② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	A
	③ 一時預かりは、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を配慮しながら行っている。	A
Ⅲ-2-(7)	サービス実施の記録が適切に行われている。	
	① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	A
	② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	A
	③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	A

### Ⅲ-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
Ⅲ-3-(1)	サービス提供の開始が適切に行われている。	
	① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	A
	② サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	A
Ⅲ-3-(2)	サービスの継続性に配慮した対応が行われている。	
	① 施設の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	B

### Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果
Ⅲ-4-(1)	利用者のアセスメントが行われている。	
	① 定められた様式・手順に従ってアセスメントを行っている。	B
Ⅲ-4-(2)	利用者に対するサービス実施計画が策定されている。	
	① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	A
	② 子どもや保護者等の心理面に着目した支援を行っている。	A

	③ 必要に応じ保護者等への「説明」と「理解」または「同意」に努めている。	A
	④ サービス実施計画を適切に策定している。	A
	⑤ 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	A